

社会保険の扶養家族に該当しませんか？

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません（※1、2）。

社会保険に被扶養者として加入できるかどうかは、生活の実態や実情により各保険者が総合的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※1 40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。

※2 75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入れません。

●被扶養者として認められるためには、被保険者（会社に勤めている方＝社会保険に入っている方）に生活の面倒をみてもらっているとみなされる基準を満たす必要があります。

○被扶養者の範囲（被保険者との関係により、同居の要否が異なります。）

（1）被保険者と同居していなくてもよい者

…… 配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属

（2）被保険者と同居していることが必要な者

……（1）以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母及び子

○収入要件（保険者によって異なる場合があります。）

年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入が180万円未満）かつ

同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の年間収入の半分未満

別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

●社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です。

【場 所】 住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）

【持ち物】 新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑

※通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。

出張年金相談会は予約制です

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

月に一度、役場で行われている岡谷年金事務所担当者による出張年金相談会は、相談の待ち時間の解消と相談時間の短縮のために予約制を実施しています。ご希望の方はご予約の上、ぜひご利用ください。

【予約方法】 相談希望日の1か月前より岡谷年金事務所の電話または相談窓口で受け付けています。予約の際には、相談者氏名、配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認しますので、事前に年金手帳などをお手元にご用意ください。

【予約先】 岡谷年金事務所 ☎23-3661

※自動音声に従い操作し、お客様相談室へ「年金相談の予約」とお申し出ください。

【予約受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

【相談会日時】 毎月第一水曜日（令和2年1月は第二水曜日）午前10時～11時、午後1時～3時
12月4日（水）・1月8日（水）・2月5日（水）・3月4日（水）

※予約状況によりご希望の時間帯を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

- ・予約なしでも相談は可能ですが、予約の方が優先となります。なるべく予約をしてからお越しください。
- ・出張年金相談会にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるマイナンバーカード、免許証などもご持参ください。
- ・代理人の方が相談にお越しの場合は、委任状と代理人の方の本人確認書類もご持参ください。